

## 総合評価落札方式実施要領

2026 年 6 月 30 日 財調管第 1290 号

### （目的）

第 1 条 この要領は、調達事務細則第 25 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、総合評価落札方式の運用に必要となる事項を定めることを目的とする。

### （用語の定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「総合評価落札方式」とは、契約制限価格の制限の範囲内において、価格と品質など価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。
- （2）「評価値」とは、総合評価落札方式において落札者を決定するための指標をいい、この値の最も高い者が落札予定者となる。評価値の算定方法には、技術評価点を入札価格で除して求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点（入札価格を点数化した値）を合計して求める「加算方式」がある。
- （3）「技術的難易度」とは、当該工事に内在する技術的な課題の程度や施工上の制約等を総合的に評価した指標をいい、総合評価落札方式のタイプを選定する際の基礎的な判断要素として用いる。
- （4）「技術評価点」とは、品質など価格以外の要素を点数化した値をいう。除算方式においては「標準点」と「加算点」の合計値となる。
- （5）「標準点」とは、除算方式において、入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数をいう。
- （6）「加算点」とは、除算方式において、入札説明書等に記載された要求要件を上回る場合に加算される点数をいう。
- （7）「技術評価基準」とは、入札参加者に提出を求める技術提案書等の記載内容を評価するための基準をいう。
- （8）「配点」とは、各評価項目の技術評価基準に割り当てられた点数をいう。
- （9）「評価点」とは、入札参加者の得た配点の合計をいう。
- （10）「価格評価点」とは、加算方式において、入札価格が契約制限価格に対してどの程度有利であるかを算定した点数をいう。
- （11）「技術提案」とは、工事の品質向上、コスト縮減（V E 提案）、施工計画（工程管理、品質管理、安全管理、施工上配慮すべき事項など）その他技術的な提案をいう。
- （12）「技術提案書」とは、技術提案の内容を、会社が定める様式及び要求事項に基づき入札参加者が提出する資料をいう。
- （13）「技術資料」とは、企業の能力、技術者の能力等を確認するための内容を、会社が定める様式に基づき入札参加者が提出する資料をい

う。

(14)「技術提案書等」とは、前2号に定める技術提案書及び技術資料をいう。

(15)「標準案」とは、技術提案評価型の各タイプにおいて、会社が示した設計図書のうち、あらかじめ指定する部分をいう。

(適用対象工事)

第3条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する工事であって、必要と認めるものについて、総合評価落札方式を適用する。なお、会社が仕様を確定することが困難な場合には、別に定める技術提案・交渉方式実施要領に定める方式を適用する。

(1) 技術提案評価型（高度技術提案タイプ） 一般競争入札（WTO）に付する工事のうち、部分的な工事目的物の変更を含む提案や高度な施工技術により品質の向上、コスト縮減、工期短縮等の提案を求める工事への適用を基本とする。

(2) 技術提案評価型（施工体制評価タイプ） 一般競争入札（WTO）に付する工事のうち、施工上の特定の課題等に関して、工事目的物の変更を伴わない範囲でコスト低減と品質確保の両立が求められる工事への適用を基本とする。

(3) 施工能力評価型（施工計画評価タイプ） 一般競争入札（WTO）に付する工事のうち前2号に該当するものを除く工事のほか、次の各号のいずれかに該当する工事への適用を基本とする。

(ア) 契約制限価格5億円以上が見込まれ、且つ技術的難易度が「やや難」、「難」の工事

(イ) 契約制限価格2億円以上5億円未満が見込まれ、且つ技術的難易度が「やや難」、「難」の工事

(4) 施工能力評価型（施工実績評価タイプ） 一般競争入札（WTOを除く）に付する工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事への適用を基本とする。

(ア) 契約制限価格2億円以上が見込まれ、且つ技術的難易度が「易」の工事

(イ) 契約制限価格2億円以上5億円未満が見込まれ、且つ技術的難易度が「やや難」、「難」の工事

(ウ) 契約制限価格1千万円以上2億円未満が見込まれ、且つ技術的難易度が「難」の工事

(5) 施工能力評価型（地域共生タイプ） 契約制限価格1千万円以上2億円未満が見込まれ、且つ技術的難易度が「易」、「やや難」の工事への適用を基本とする。

(総合評価落札方式の入札手続)

第4条 総合評価落札方式の入札手続は、総合評価落札方式の手続フロー（別紙1）に定めるところによる。

（落札者の決定方法）

第5条 落札者の決定方法は、調達事務細則第25条第1項第2号及び調達事務要領第31条第1項の規定による。ただし、落札予定者の入札価格が低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格を下回る場合は、調達事務要領第32条の規定による。

2 評価値の算出方法は、技術提案評価型（高度技術提案タイプ）による場合は除算方式、技術提案評価型（施工体制評価タイプ）または施工能力評価型による場合は加算方式によるものとし、その算定式は次の各号による。

（1）除算方式 評価値＝技術評価点／入札価格

（2）加算方式 評価値＝技術評価点＋価格評価点

3 前項各号における技術評価点は、あらかじめ定めた基準により入札参加者の技術提案書等を審査して付与することとし、総合評価落札方式の型（タイプ）ごとに次のとおりとする。

（1）技術提案評価型（高度技術提案タイプ） 標準点と加算点の合計点とする。標準点は100点を基本とし、加算点は計50点（標準配点）を基本とする。

（2）技術提案評価型（施工体制評価タイプ） 計20点（標準配点）を基本とする。

（3）施工能力評価型（施工計画評価タイプ） 計20点（標準配点）を基本とする。

（4）施工能力評価型（施工実績評価タイプ） 計10点（標準配点）を基本とする。

（5）施工能力評価型（地域共生タイプ） 計10点（標準配点）を基本とする。

4 第2項第2号の加算方式における価格評価点は、次に定めるところにより算定するものとし、20点を満点とすることを基本とする。

（1）入札価格が調査基準価格以上

$$\text{価格評価点} = \text{満点} \times \left\{ \frac{1}{2} + \frac{1}{2} \times \frac{(100 - \text{入札率})}{(100 - \text{低入札基準率})} \right\}$$

（2）入札価格が調査基準価格未満

$$\text{価格評価点} = \text{満点} \times \left\{ 1 + \frac{1}{2} \times \frac{(\text{低入札基準率} - \text{入札率})}{100} \right\}$$

なお、算定式に用いる値は次の各号に定めるところとする。

（ア）満点＝価格評価点の最大点数

（イ）入札率＝入札価格／契約制限価格（％）

（ウ）低入札基準率＝調査基準価格／契約制限価格（％）

5 保守費を価格評価点により評価しようとするときは、前項の定めに関

ならず、次に定めるところにより算定することを基本とする。

$$\text{価格評価点} = \left\{ 1 - \frac{(\text{入札価格} + \text{保守費見積価格})}{(\text{契約制限価格} + \text{保守費見積価格最高額})} \right\}$$

(評価項目)

第6条 総合評価落札方式における評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、第1号及び第2号については技術提案書、第3号から第6号については技術資料により提出させるものとする。

(1) 工事の品質向上やコスト削減 (V E 提案)

入札参加者からの技術的な提案により、標準案に対して目的物の品質の向上やコスト削減 (V E 提案) を期待するもの。

(2) 施工計画

会社の指示する設計図書に基づく施工において、施工上の工夫により品質の確保を期待するもの。

(3) 企業や技術者の能力等

会社の指示する設計図書に基づく施工において、同種・類似工事等の実績などにより、適切かつ確実に工事を遂行する能力を期待するもの。

(4) 地域共生

地元企業からの応募や地元企業の活用を通じて、地域共生の促進に期待するもの。

(5) 担い手確保

若手技術者や女性技術者の配置、W L B (ワーク・ライフ・バランス) 認定状況等により、入札参加者の将来の施工能力、組織マネジメント力、労働環境等担い手確保の促進を期待するもの。

(6) その他

不誠実な行為の有無及び当該発注において評価項目として設定することが適切と認められるもの。

2 前項各号に定める評価項目に対する総合評価落札方式の区分ごとの適用関係は別紙2を基本とし、特定の入札参加者に不利になるような評価項目を設けてはならない。なお、企業の能力等における工事成績 (N A A) による加点は別紙3を基本とする。

3 第1項第6号に規定する不誠実な行為は、入札参加者の信頼性を評価する項目として、会社が発注する工事において競争参加資格者取引停止措置要領第2条の取引停止を受けた場合もしくは会社が書面又は電磁的方法により、契約違反又は不適切な行為について、改善・是正を正式に求めたものを対象とする。

(技術評価点の算出方法)

第7条 第5条第2項第2号に定める加算方式による技術評価点及び第5号第3項第1号に定める除算方式における加算点は、入札参加者の提出した技術提案書等から評価項目ごとに評価することで配点を付与し、評価点を算定する素点計上方式を基本とする。なお、技術評価点の最大点数（満点）が標準配点と乖離する場合は、入札参加者の評価点を技術評価点の最大点数（満点）で除し、標準配点に乗じた値を技術評価点とする。

2 前項における評価方法は、評価項目ごとの特性を踏まえ、性能等を数値化できるものについては第1号の方式によることとするほか、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては第2号又は第3号のいずれか適切な方式によるものとする。

- (1) 数値方式 入札参加者から提示された性能等を数値により定量的に評価して配点を付与する方式
- (2) 判定方式 入札参加者から提示された性能等を数値方式により評価することが困難であるときに、定性的な判定基準を設けて性能等を評価し、その結果を複数の階層（評語）に区分することにより配点を付与する方式
- (3) 順位方式 入札参加者から提示された性能等を数値方式により評価することが困難であるときに、性能等を順位付けして配点を付与する方式

（入札参加者に求める内容及び技術評価基準の設定）

第8条 契約責任者は、技術提案評価型による場合、入札公告に先立ち、入札参加者に求める技術提案の内容及び技術評価基準について、技術審査会の審議を経て決定するものとする。

2 発注部室長は、施工能力評価型による場合、原則として契約締結依頼の前に、入札参加者に求める技術資料を求める内容及び技術評価基準について、電子決裁により技術小審査会委員長の承認を得るものとする。

契約責任者は、技術提案評価型による場合、入札公告に先立ち、次の各号に掲げる事項について、技術審査会の審議を経て決定するものとする。

- (1) 高度技術提案タイプ 入札参加者に求める技術提案の内容及び技術評価基準
- (2) 施工体制評価タイプ 入札参加者に求める技術提案及び技術資料の内容及び技術評価基準

2 発注部室長は、施工能力評価型による場合は、原則として契約締結依頼の前に、次の各号に掲げる事項について、電子決裁により技術小審査会委員長の承認を得るものとする。

- (1) 施工計画評価タイプ 入札参加者に求める技術提案及び技術資料の内容及び技術評価基準
- (2) 施工実績評価タイプ又は地域共生タイプ 入札参加者に求める技術資料の内容及び技術評価基準

3 前2項により定める技術評価基準は、判断基準、評価項目ごとの配点その他技術評価に必要な事項の中から、工事の特性に応じて適切に設定するものとする。

(入札説明書等に明示する事項)

第9条 調達部長は、総合評価落札方式にかかる競争参加希望者を募集しようとする場合、調達事務要領第17条第3項第9号に定めるその他必要な事項として、次の各号に掲げる事項を入札説明書に明示しなければならない。

(1) 総合評価落札方式の型式及びタイプ

(2) 技術提案書等の提出方法

2 調達部長は、前項各号に定めるもののほか、総合評価落札方式応募要領(標準例1)を明示しなければならない。なお、総合評価落札方式応募要領には、技術提案を求める範囲として、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 技術提案評価型(高度技術提案タイプ) 標準案に対し、部分的な工事目的物の変更を含む提案や高度な施工技術等による技術提案を求めるものとし、次の各号に掲げる事項のいずれかと技術提案の担保について明示しなければならない。

(ア) 工事目的物に対する技術提案を求める場合 当該目的物に求める機能・性能等

(イ) 施工方法及び仮設計画に対する技術提案を求める場合 施工にかかる条件等

(2) 技術提案評価型(施工体制評価タイプ) 標準案の施工に基づく施工上の工夫による品質確保やコスト縮減等を含む技術提案を求めるものとし、施工にかかる条件等と技術提案の担保について明示しなければならない。

(3) 施工能力評価型(施工計画評価タイプ) 標準案に基づく施工上の工夫による品質確保を含む施工計画を求めるものとし、施工にかかる条件等を明示しなければならない。

(技術提案書等の受付)

第10条 調達部長は、入札参加者に、次の各号のうち必要と認める技術提案書等(様式1から8)の提出を求めなければならない。

(1) 技術提案書(技術提案評価型(高度技術提案タイプ)) 入札説明書等において会社が示した性能等の要求要件及び標準案の内容などを踏まえ、工事目的物の部分的な設計変更を含む技術提案書(会社が示した標準案に基づく技術提案書の提出を妨げるものではない)

(2) 技術提案書(技術提案評価型(施工体制評価タイプ)) 入札説明書等において会社が示した標準案に基づいて、次の各号のうち1つ

を選択した技術提案書

(ア) V E 提案を行う場合、その内容を明示した技術提案書

(イ) V E 提案が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工する意思がある場合、V E 提案と標準案のそれぞれの内容を明示した技術提案書

(ウ) V E 提案を行わないで、標準案に基づいて施工しようとする場合、その内容を明示した技術提案書

(3) 技術提案書（施工能力評価型（施工計画評価タイプ）） 入札説明書等において会社が示した標準案に基づいて、施工上の工夫など施工計画を記載した技術提案書

(4) 技術資料 入札説明書等において会社が求める企業の実績、技術者の実績、経験及び資格、地域共生、担い手確保等について記載させた資料。なお、必要に応じて記載内容を証明する資料の写しを添付させるものとする。

2 技術提案書等は、それぞれ指定期日までに提出させるものとする。

（技術提案書等に関する質疑応答）

第11条 調達部長は、会社の要求要件や意図を正確に伝え、入札参加者の設計図書に対する理解度向上を目的として、調達事務要領第24条に定める質疑応答に、技術提案書等の作成に関する事項を含めるものとする。

なお、質疑応答の機会は1回を基本とするものの、技術提案評価型を適用する場合、質疑応答の機会は2回以内とすることができる。

（資料説明会の開催）

第12条 契約責任者は、技術提案評価型（高度技術提案タイプ）による場合、調達事務要領第25条の定めに基づき、入札説明書等であらかじめ定めた日時及び場所により、入札参加者ごとに技術提案書等の作成に関する説明会を実施するものとする。

（技術提案の改善）

第13条 発注部室長は、入札参加者に対して、当該入札参加者が行った技術提案についての説明を求めることができる。

2 発注部室長は、技術提案評価型の各タイプによる工事において、技術提案の内容の一部を改善することにより更に優れたものとなる、又は不備を解決できると認められる場合には、入札参加者との対話を通じて技術提案を改善させる機会を与え（以下「技術対話」という。）、入札参加者に対して技術提案書の再提出を求めることができる。

3 前項に定める技術対話は、入札参加者間の公平性を確保するため、次の各号に掲げるところにより実施しなければならない。

(1) 技術提案を行った全ての入札参加者を対象として実施すること。

- (2) 原則として複数日に跨らずに実施すること。
- (3) 各入札参加者が他の入札参加者を認知しないようにすること。
- (4) 調達部も同席の上実施すること。
- (5) 応接記録を作成すること。

4 発注部室長は、技術提案評価型（高度技術提案タイプ）による工事において、会社の積算基準等に定めのない新技術・新工法を用いた技術提案が行われ、当該提案に基づき設計図書及び契約制限価格を定めようとする場合は、当該提案を行った者に対して当該提案にかかる概算数量、単価表等の提出を求めることができる。

5 発注部室長は、技術提案評価型（高度技術提案タイプ）において技術対話により技術提案の改善を行ったときは、技術提案の改善にかかる過程の概要を取りまとめ、各入札参加者の了解を得た上で調達部に提出し、調達部は各入札参加者に通知するものとする。

6 発注部室長は、技術提案評価型（施工体制評価タイプ）における技術対話を実施する場合、その範囲は技術提案にかかる施工計画に関する事項に限定するものとする。

#### （技術提案の審査）

第14条 技術審査会は、入札参加者から提出された技術提案書について、あらかじめ定めた技術評価基準に基づき実現性、安全性等の観点から審査を行わなければならない。

2 技術審査会は、技術提案評価型（高度技術提案タイプ）において、入札参加者から標準案と異なる技術提案があった場合には、当該技術提案による施工の確実性、安全性等について、発注部室長に標準案により実施する場合との比較をさせた上で、前項の審査を行わなければならない。

3 発注部室長は、施工能力評価型（施工実績評価タイプ又は地域共生タイプ）において、入札参加者から技術資料が提出された場合、その審査を行い、調達部長の決裁を得たうえで、技術小審査会委員に通知するものとする。

#### （技術提案書等の評価）

第15条 契約責任者は、前条の審査結果を踏まえ、あらかじめ定めた技術評価基準に基づき評価項目ごとに技術提案書等を評価し、第7条に定めるところにより技術評価点を付与するものとする。この場合、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 技術提案書等の評価は、全ての入札参加者に共通の技術評価基準でもって行う。
- (2) 評価項目の求める内容と技術提案書等に記載された内容が合致する場合に限り評価点数を付与する。

#### （技術提案に基づく設計図書の変更）

第16条 契約責任者は、技術提案評価型において落札者を決定した場合、当該落札者が提出し採用された技術提案に基づき、契約締結後速やかに、当該落札者に設計図書の変更にかかる設計図書の作成を求めるものとする。

（提案内容の保護等）

第17条 契約責任者は、技術提案が知的財産に該当する場合は、当該入札参加者の了解を得ることなく当該提案の内容を第三者に開示してはならないとともに、当該提案の一部のみを採用してはならない。

2 前項の場合は、設計図書に、技術提案の内容がその後の工事において一般的に活用される状況となった場合には無償で使用する旨を記載する。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる技術提案については、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合は、契約の相手方と協議のうえ、利用条件等について別途定めるものとする。

（技術提案の担保）

第18条 契約責任者は、落札者から提出された技術提案について、当該落札者が履行すべき債務として取り扱うものとする。この場合において、その履行が不適切であると認められるときは、業務に関する指示、履行の追完に関する請求その他必要な措置を講ずるものとする。

2 契約責任者は、落札者の責に帰すべき事由により、技術提案の内容を履行することが困難となり、かつ再度の施工が困難又は合理的でないと認められるときは、違約金を請求することができる。

3 発注部室長は、採用された技術提案の履行について、請負工事成績評定要領（平成22年11月1日整工企第1009号）に基づき評価するものとする。

（監督）

第19条 契約責任者は、調達事務要領第63条の定めによるほか、技術提案や施工上の工夫等の履行状況を監督させるものとする。

（入札及び契約過程に関する公表）

第20条 調達部長は、技術提案評価型（高度技術提案タイプ）において技術提案の改善を行った場合、調達事務要領第53条第3項の各号に定める事項に加え、技術提案の改善にかかる過程の概要を公表するものとする。

（工事以外への準用）

第21条 発注部室長は、工事以外にあっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領を準用することができる。

（1）入札価格以外に、保守費を含め評価することが望ましいと調達部長が認める場合

(2) 品質確保のために総合評価落札方式の適用が望ましいと調達部長が認める場合

(その他)

第22条 総合評価落札方式と協議合意方式を併用する場合の評価値の算出方法については、調達部長及び発注部室長が協議のうえ、都度定めるものとする。

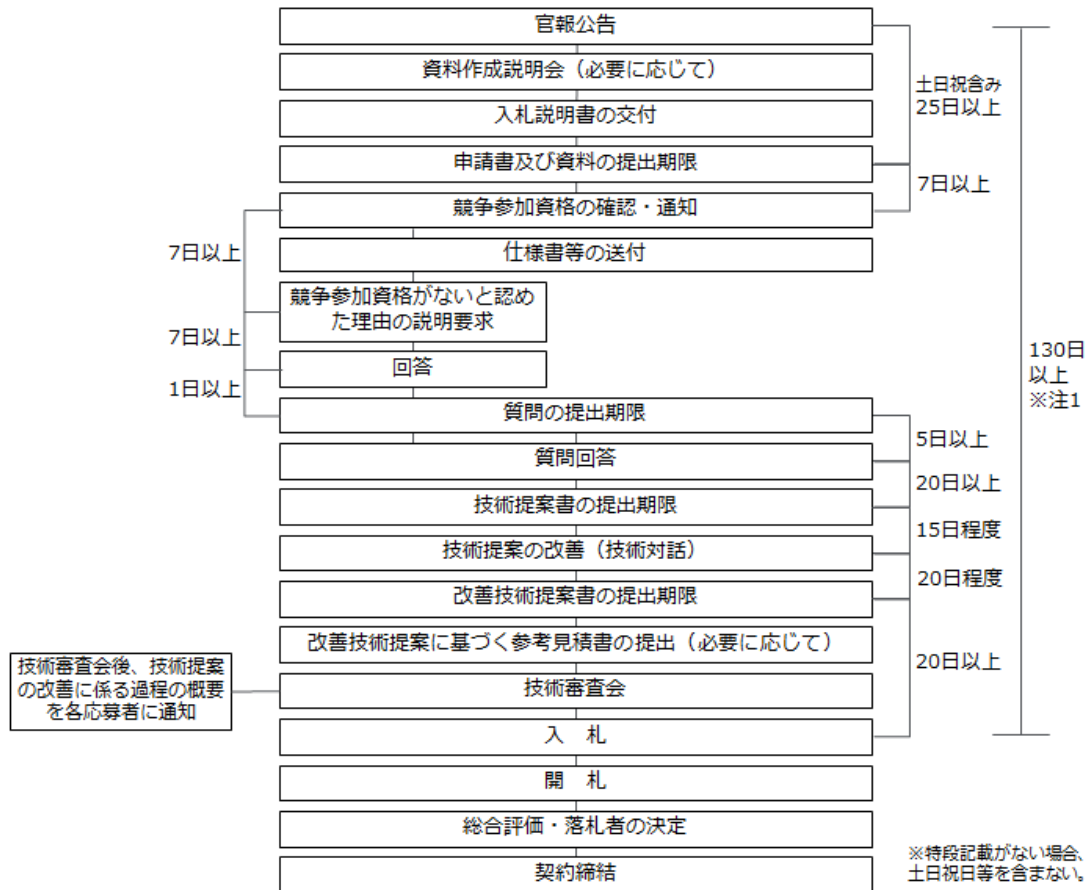
附 則 (2026 年 6 月 30 日 財調管第 1290 号)

この要領は、2026 年 7 月 1 日から施行する。

## 別紙 1 総合評価落札方式の手続フロー

### (1) 技術提案評価型（高度技術提案タイプ）

※一般競争入札（W T O）対象

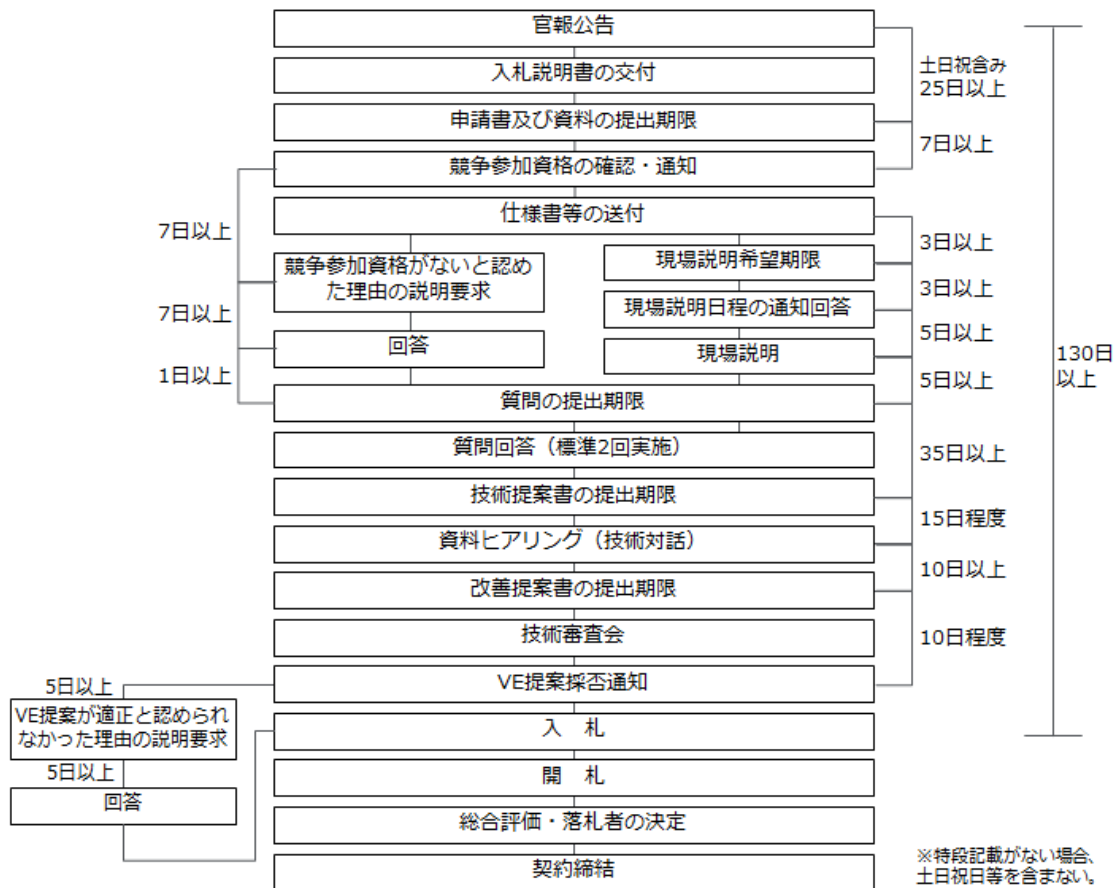


注 1 W T O の場合、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日（特段の理由がなければ 50 日）前に公示をしなければならないことに留意すること。（別タイプ同様）

注 2 官報公告及び技術審査会に先立ち、学識経験者の意見聴取を行わなければならないことに留意すること。

(2) 技術提案評価型（施工体制評価タイプ）

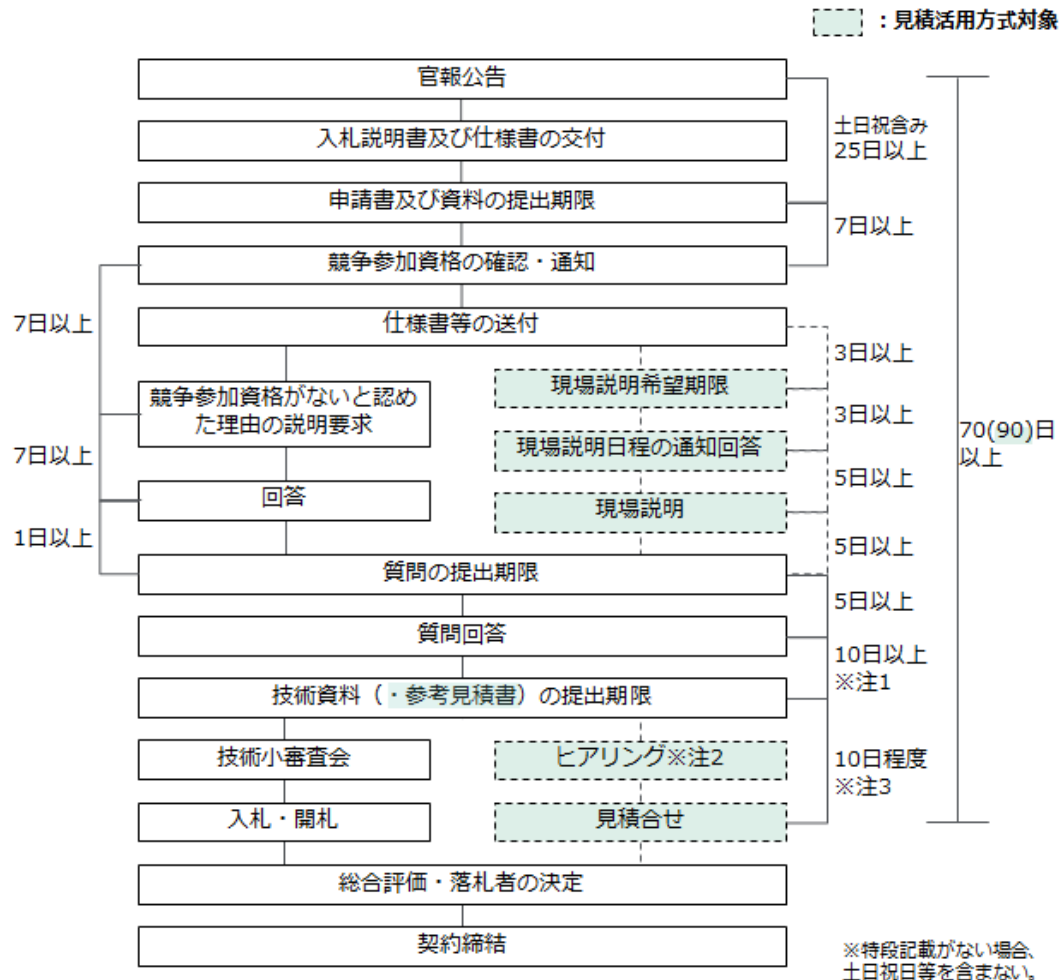
※一般競争入札（WTO）対象



注1 WTOの場合、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）第5条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日（特段の理由がなければ50日）前に公示をしなければならないことに留意すること。（別タイプ同様）

(3) 施工能力評価型（施工計画評価タイプ）

※一般競争入札（W T O）対象



注 1 10 億円未満：10 日以上、10 億円以上：20 日以上

注 2 必要に応じて参考見積書の内容についてヒアリングを行う。

注 3 [見積活用方式]日数目安

① 技術資料内容確認

難易度「易」5 日程度

難易度「やや難」10 日程度

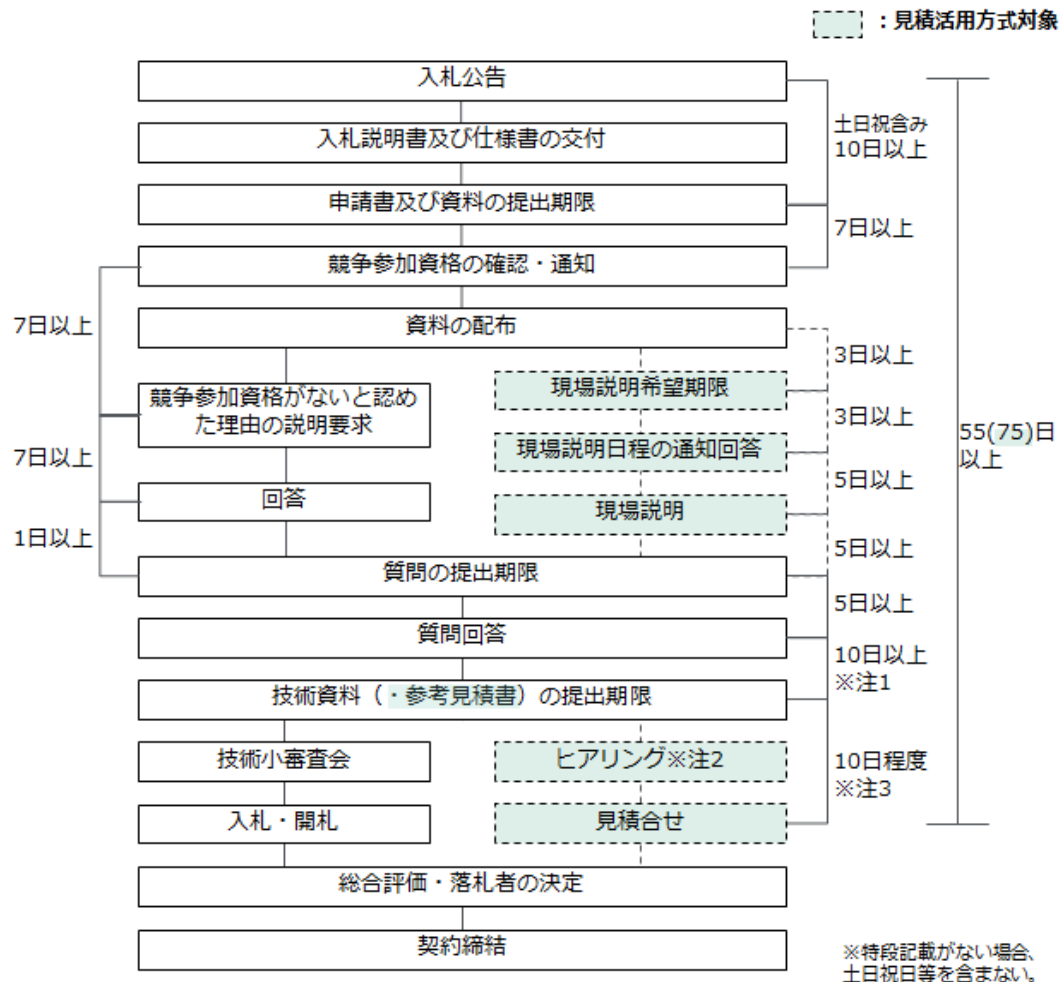
難易度「難」15 日程度

② ヒアリング：10 日程度

③ 契約制限価格設定：7 日

(4) 施工能力評価型（施工計画評価タイプ）

※一般競争入札（W T O）以外



注 1 10 億円未満：10 日以上、10 億円以上：20 日以上

注 2 必要に応じて参考見積書の内容についてヒアリングを行う。

注 3 [見積活用方式] 日数目安

① 技術資料内容確認

難易度「易」5 日程度

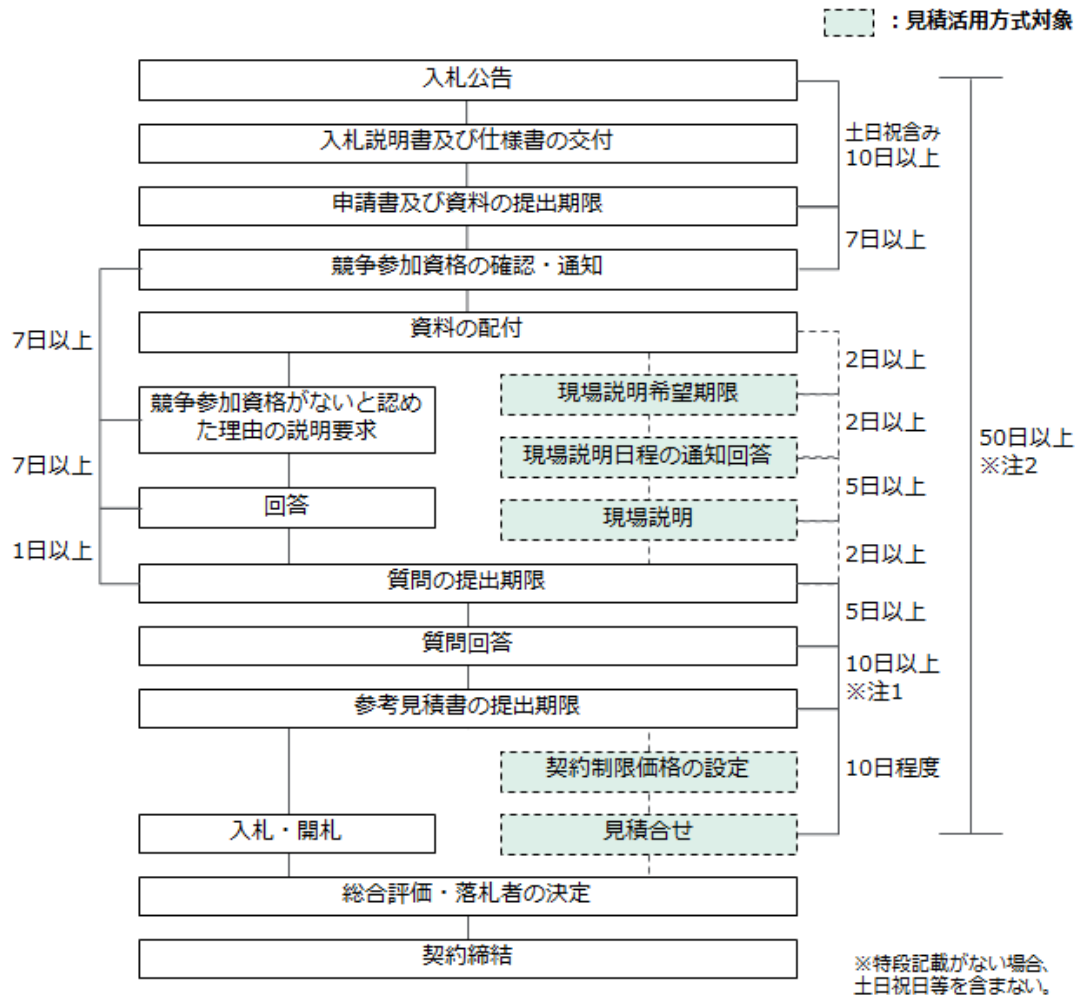
難易度「やや難」10 日程度

難易度「難」15 日程度

② ヒアリング：10 日程度

③ 契約制限価格設定：7 日

(5) 施工能力評価型（施工実績評価タイプ、地域共生タイプ）



注 1 10 億円未満：10 日以上、10 億円以上：20 日以上

注 2 特段理由がない場合は 50 日以上（見積活用方式も同様）

別紙 2 総合評価落札方式の区分ごとの評価項目

| 区分           | 評価項目                                                                               | 技術提案評価型               |           | 施工能力評価型              |                        |                        |         |         |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------|----------------------|------------------------|------------------------|---------|---------|
|              |                                                                                    | 高度技術提案タイプ             | 施工体制評価タイプ | 施工計画評価タイプ<br>(WTO案件) | 施工計画評価タイプ<br>(技術者要件あり) | 施工計画評価タイプ<br>(技術者要件なし) | 実績評価タイプ | 地域共生タイプ |
| 高度な技術提案      | 総合的なコストの縮減に関する技術提案                                                                 | ○<br>※3項目の中から1～3項目を選択 | —         | —                    | —                      | —                      | —       | —       |
|              | 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案                                                             |                       |           |                      |                        |                        |         |         |
|              | 環境対策等特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案                                                        |                       |           |                      |                        |                        |         |         |
| 高度な施工計画      | 上記技術提案にかかる具体的な施工計画                                                                 | ○                     | —         | —                    | —                      | —                      | —       | —       |
| VE提案         | 施工上の工夫によるVE提案                                                                      | —                     | ○         | —                    | —                      | —                      | —       | —       |
| VE提案に関する施工計画 | 品質確保計画                                                                             | —                     | ○         | —                    | —                      | —                      | —       | —       |
|              | 工事工程                                                                               | —                     | ○         | —                    | —                      | —                      | —       | —       |
|              | 社会要請（施工上の配慮事項）                                                                     | —                     | ○         | —                    | —                      | —                      | —       | —       |
| 施工計画         | 実施手順の妥当性                                                                           | —                     | —         | ○                    | ○                      | ○                      | —       | —       |
|              | 施工上配慮すべき事項の的確性                                                                     | —                     | —         |                      |                        |                        | —       | —       |
| 企業の能力等       | 同種・類似工事実績                                                                          | —                     | △         | △                    | ○                      | ○                      | ○       | ○       |
|              | 工事成績（NAA）                                                                          | —                     | —         | —                    | ○                      | ○                      | ○       | ○       |
|              | 表彰（他機関）                                                                            | —                     | —         | —                    | △                      | △                      | △       | △       |
|              | 制限区域での施工実績                                                                         | —                     | —         | △                    | △                      | △                      | △       | △       |
|              | 技能者の配置状況、施工機械の保有状況等の施工体制                                                           | —                     | —         | △                    | △                      | △                      | △       | △       |
| 技術者の能力等      | 同種・類似工事実績                                                                          | —                     | △         | △                    | ○                      | —                      | —       | —       |
|              | 工事成績（NAA+他機関）                                                                      | —                     | —         | —                    | △                      | —                      | —       | —       |
|              | 資格                                                                                 | —                     | —         | —                    | △                      | —                      | —       | —       |
|              | 制限区域での施工経験                                                                         | —                     | —         | —                    | △                      | —                      | —       | —       |
| 地域共生         | 地元企業の応募                                                                            | —                     | —         | —                    | △                      | △                      | △       | ○       |
|              | 地元企業活用度                                                                            | —                     | —         | —                    | △                      | △                      | △       | ○       |
| 担い手確保        | 若手/女性技術者配置                                                                         | —                     | —         | —                    | △                      | —                      | —       | —       |
|              | WLB関連制度認定など<br>・えるぼし<br>・くるみん<br>・“社員いきいき!元気な会社”宣言企業<br>・建設技術者を大切にしている企業の自主宣言制度、など | —                     | —         | —                    | △                      | △                      | △       | △       |
|              | CCUSの活用                                                                            | —                     | —         | —                    | △                      | △                      | △       | △       |
|              | 不誠実な行為<br>・NAA発注工事における取引停止<br>・NAAからの文書注意                                          | —                     | —         | ○                    | ○                      | ○                      | ○       | ○       |
| その他          | 自由設定項目                                                                             | —                     | —         | △                    | △                      | △                      | △       | △       |

（凡例）○：必須選択項目、△：任意選択項目

※JV（共同企業体）の場合は、代表者のみ適用します。

別紙 3 企業の能力等における工事成績（N A A）における加点

- （１）施工能力評価型（施工計画評価タイプ）技術者要件あり又は技術者要件なし

| 過去 2 年間ににおける工事成績評定点の平均点 | 加点     |
|-------------------------|--------|
| 90 点以上                  | 4.0 点  |
| 85 点以上 90 点未満           | 3.0 点  |
| 80 点以上 85 点未満           | 2.0 点  |
| 75 点以上 80 点未満           | 1.0 点  |
| 65 点以上 75 点未満           | 0 点    |
| 60 点以上 65 点未満           | -2.0 点 |
| 60 点未満                  | -4.0 点 |
| 工事成績評定点がない              | 0 点    |

- （２）施工能力評価型（施工実績評価タイプ又は地域共生タイプ）

| 過去 2 年間ににおける工事成績評定点の平均点 | 加点     |
|-------------------------|--------|
| 90 点以上                  | 2.0 点  |
| 85 点以上 90 点未満           | 1.5 点  |
| 80 点以上 85 点未満           | 1.0 点  |
| 75 点以上 80 点未満           | 0.5 点  |
| 65 点以上 75 点未満           | 0 点    |
| 60 点以上 65 点未満           | -1.0 点 |
| 60 点未満                  | -2.0 点 |
| 工事成績評定点がない。             | 0 点    |

※工事成績評定点とは、請負工事成績評定要領第 5 条に定める工事成績評定の点数をいう。

※工事成績評定点を平均する対象の工事は、会社が発注する同一業種区分の工事とし、複数の登録業種を応募資格とする際、応募資格とする全ての同種工事の成績評定点の平均点が基準の点数を満たした場合に、必要分を加算する。複数の登録業種のうち、任意の登録業種のみを応募資格とする際、任意の同種工事で成績評定点の平均点を用い、必要分を加算する。

※過去 2 年間とは、公告を開始した日から換算する。